



本人確認機能が強化された 住民基本台帳カードへの変更手続きを

市民課 ☎982・9692
FAX 983・2244

本人確認機能の強化でカードの偽変造を防止

新たな住民基本台帳カードには、偽変造を防止する対策が施されています。

有効期限が2019(平成31)年4月19日までのカードを所有し、偽変造対策済みの新たなカードの再交付を希望される方は、無料で再交付が受けられます。

偽変造対策の内容

1. ICチップへの券面事項の書き込み

カードの券面に記載された氏名、性別、生年月日、住所、顔写真および有効期限をデータ化して書き込みます。(顔写真のあるカードのみ)

2. QRコードの印刷

1の券面事項をICチップに記録したカードには、QRコードが印刷され、これにより年齢確認が可能となります。

※現在お持ちのカードもそのままご利用いただけますが、今後、本人確認書類として提示した際に、偽変造対策済みのカードの提示を

求められる場合があります。

新たな住民基本台帳カード



ICチップ
QRコード

再交付の手続き

お持ちいただくもの

●有効期限が2019(平成31)年4月19日までのカード

●印鑑

●本人確認書類(免許証など官公署発行の写真付き証明書)

※本人確認書類がない場合は、カードの暗証番号の照合を行います。照合できない場合は、即日交付はできません。

受付期間

平成23年1月31日まで段階的に受け付けます。(下表参照)

●新たにカードの交付を受ける方、紛失による再交付を受ける方、および受付期間経過後に再交付を申請する場合は、手数料(5

有効期限ごとの再交付手続き受付期間

住民基本台帳カードの有効期限	受付期間
2013年8月1日～2016年3月31日	平成21年8月1日～平成21年10月31日
2016年4月1日～2017年3月31日	平成21年11月1日～平成22年1月31日
2017年4月1日～2018年1月31日	平成22年5月1日～平成22年7月31日
2018年2月1日～2018年7月31日	平成22年8月1日～平成22年10月31日
2018年8月1日～2019年4月19日	平成22年11月1日～平成23年1月31日

受付場所・時間：市民課窓口・午前8時30分～午後5時

00円)が必要となります。●公的個人認証(電子証明書)を格納している場合、電子証明書を新たなカードに移すことはできません。

窓口での本人確認にご協力を

市民課 ☎982・9691
FAX 983・2244

市民課および各市民サービスセンターでは、住民票や戸籍謄本などの各種証明書を本人になりすまして不正に取得する行為の防止や個人情報保護のため、窓口で本人確認を行っています。窓口にお越しの際は、本人確認のための次の書類をお持ちください。ご協力をお願いします。

本人確認のための書類

(次の1、2のうちいずれか)
1. 顔写真付きの官公署の発行する有効期限内の免許証など。

運転免許証、パスポート、住民基本台帳、外国人登録証明書、身体障害者手帳 など
2. 1をお持ちでない方。

各種健康保険被保険者証、年金手帳・年金証書、顔写真付きの社員証・学生証など(この場合、質問による確認も行います)

※本人確認ができない場合や請求に重大な疑義がある場合は、請求をお断りすることがあります。